

日 薬 業 発 第 384 号
平成 30 年 3 月 30 日

都道府県薬剤師会担当役員 殿

日 本 薬 剤 師 会
副会長 森 昌 平

平成 30 年度介護報酬改定の留意事項通知等に係る補足資料について

平素より、本会会務に格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

平成 30 年度介護報酬改定の留意事項等については、平成 30 年 3 月 23 日付け日薬業発第 372 号にてお知らせしたところですが、本会にて特別地域加算等に関する補足資料を取りまとめました。

つきましては、貴会会員にご周知下さるようお願い申し上げます。

- 別添 1. (介護予防) 居宅療養管理指導費 薬剤師が行う場合の注 3 (特別地域居宅療養管理指導及び特別地域介護予防居宅療養管理指導加算) に係る地域
- 別添 2. (介護予防) 居宅療養管理指導費 薬剤師が行う場合の注 4 (中山間地域等における小規模事業所加算) に係る地域及び施設基準
- 別添 3. (介護予防) 居宅療養管理指導費 薬剤師が行う場合の注 5 (中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算) に係る地域
- 別添 4. 居宅療養管理指導費 薬剤師が行う場合の注 4 (中山間地域等における小規模事業所加算) に係る留意事項で示される「2 (17) ②～④」関連の取扱い
- 別添 5. 介護予防居宅療養管理指導費 薬剤師が行う場合の注 4 (中山間地域等における小規模事業所加算) に係る留意事項で示される「2 (5)」関連の取扱い

(介護予防) 居宅療養管理指導費 薬剤師が行う場合の注 3 (特別地域居宅療養管理指導及び特別地域介護予防居宅療養管理指導加算) に係る地域

厚生労働大臣が定める地域(平成二十四年三月十三日)(厚生労働省告示第百二十号)

- 一 離島振興法(昭和二十八年法律第七十二号)第二条第一項の規定により指定された離島振興対策実施地域
- 二 奄美群島振興開発特別措置法(昭和二十九年法律第百八十九号)第一条に規定する奄美群島
- 三 山村振興法(昭和四十年法律第六十四号)第七条第一項の規定により指定された振興山村
- 四 小笠原諸島振興開発特別措置法(昭和四十四年法律第七十九号)第四条第一項に規定する小笠原諸島
- 五 沖縄振興特別措置法(平成十四年法律第十四号)第三条第三号に規定する離島
- 六 豪雪地帯対策特別措置法(昭和三十七年法律第七十三号)第二条第一項の規定により指定された豪雪地帯及び同条第二項の規定により指定された特別豪雪地帯、辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律(昭和三十七年法律第八十八号)第二条第一項に規定する辺地、過疎地域自立促進特別措置法(平成十二年法律第十五号)第二条第一項に規定する過疎地域その他の地域のうち、人口密度が希薄であること、交通が不便であること等の理由により、介護保険法(平成九年法律第百二十三号)第四十一条第一項に規定する指定居宅サービス及び同法第四十二条第一項第二号に規定する基準該当居宅サービス並びに同法第四十六条第一項に規定する指定居宅介護支援及び同法第四十七条第一項第一号に規定する基準該当居宅介護支援並びに同法第五十三条第一項に規定する指定介護予防サービス及び同法第五十四条第一項第二号に規定する基準該当介護予防サービスの確保が著しく困難であると認められる地域であって、厚生労働大臣が別に定めるもの

(介護予防) 居宅療養管理指導費 薬剤師が行う場合の注 4 (中山間地域等における小規模事業所加算) に係る地域及び施設基準

厚生労働大臣が定める中山間地域等の地域(平成二十一年三月十三日)(厚生労働省告示第八十三号)

一 (略)

- イ 豪雪地帯対策特別措置法(昭和三十七年法律第七十三号)第二条第一項の規定により指定された豪雪地帯及び同条第二項の規定により指定された特別豪雪地帯
 - ロ 辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律(昭和三十七年法律第八十八号)第二条第一項に規定する辺地
 - ハ 半島振興法(昭和六十年法律第六十三号)第二条第一項の規定により指定された半島振興対策実施地域
- ニ 特定農山村地域における農林業等の活性化のための基盤整備の促進に関する法律(平成五年法律第七十二号)第二条第一項に規定する特定農山村地域
- ホ 過疎地域自立促進特別措置法(平成十二年法律第十五号)第二条第一項に規定する過疎地域

厚生労働大臣が定める施設基準(平成二十七年三月二十三日)(厚生労働省告示第九十六号)

四の三 (略)

- ハ 薬剤師が行う指定居宅療養管理指導の場合にあつては、一月当たり延べ訪問回数が五十回以下の指定居宅療養管理事業所であること。

七十一の二 (略)

- ハ 薬剤師が行う指定介護予防居宅療養管理指導の場合にあつては、一月当たり延べ訪問回数が五回以下の指定介護予防居宅療養管理事業所であること。

(介護予防) 居宅療養管理指導費 薬剤師が行う場合の注 5 (中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算) に係る地域

厚生労働大臣が定める中山間地域等の地域(平成二十一年三月十三日)(厚生労働省告示第八十三号)

二 (略)

- イ 離島振興法(昭和二十八年法律第七十二号)第二条第一項の規定により指定された離島振興対策実施地域
- ロ 奄美群島振興開発特別措置法(昭和二十九年法律第百八十九号)第一条に規定する奄美群島
- ハ 豪雪地帯対策特別措置法(昭和三十七年法律第七十三号)第二条第一項に規定する豪雪地帯及び同条第二項の規定により指定された特別豪雪地帯
- ニ 辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律(昭和三十七年法律第八十八号)第二条第一項に規定する辺地
- ホ 山村振興法(昭和四十年法律第六十四号)第七条第一項の規定により指定された振興山村
- ヘ 小笠原諸島振興開発特別措置法(昭和四十四年法律第七十九号)第四条第一項に規定する小笠原諸島
- ト 半島振興法(昭和六十年法律第六十三号)第二条第一項の規定により指定された半島振興対策実施地域
- チ 特定農山村地域における農林業等の活性化のための基盤整備の促進に関する法律(平成五年法律第七十二号)第二条第一項に規定する特定農山村地域
- リ 過疎地域自立促進特別措置法(平成十二年法律第十五号)第二条第一項に規定する過疎地域
- ヌ 沖縄振興特別措置法(平成十四年法律第十四号)第三条第三号に規定する離島

居宅療養管理指導費 薬剤師が行う場合の注 4（中山間地域等における小規模事業所加算）に係る留意事項で示される「2（17）②～④」関連の取扱い

指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準（訪問通所サービス、居宅療養管理指導及び福祉用具貸与に係る部分）及び指定居宅介護支援に要する費用の額の算定に関する基準の制定に伴う実施上の留意事項について（平成12年3月1日老企第36号厚生省老人保険福祉局企画課長通知）より抜粋

第一 届出手続の運用

5 加算等が算定されなくなる場合の届出の取扱い

事業所の体制について加算等が算定されなくなる状況が生じた場合又は加算等が算定されなくなることが明らかな場合は、速やかにその旨を届出させることとする。なお、この場合は、加算等が算定されなくなった事実が発生した日から加算等の算定を行わないものとする。また、この場合において、届出を行わず、当該算定について請求を行った場合は、不正請求となり、支払われた介護給付費は不当利得となるので返還措置を講ずることになることは当然であるが、悪質な場合には指定の取消しをもって対処すること。

2 訪問介護費

（17）注13の取扱い

- ② 延訪問回数は前年度（3月を除く）の1月当たりの平均延訪問回数をいうものとする
- ③ 前年度の実績が6月に満たない事業所（新たに事業を開始し、又は再開した事業所を含むについては、直近の3月における1月当たりの平均延訪問回数を用いるものとする。したがって、新たに事業を開始し、又は再開した事業者については、4月目以降届出が可能となるものであること。
平均延訪問回数については、毎月ごとに記録するものとし、所定の回数を上回った場合については、直ちに第一の5の届出を提出しなければならない。
- ④ 当該加算を算定する事業所は、その旨について利用者に事前に説明を行い、同意を得てサービスを行う必要があること。

介護予防居宅療養管理指導費 薬剤師が行う場合の注4（中山間地域等における小規模事業所加算）に係る留意事項で示される「2（5）」関連の取扱い

指定介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準の制定に伴う実施上の留意事項について（平成18年3月17日老計発0317001・老振発0317001・老老発0317001、厚生労働省老健局計画・振興・老人保険課長連名通知）より抜粋

第一 届出手続の運用

5 加算等が算定されなくなる場合の届出の取扱い

事業所の体制について加算等が算定されなくなる状況が生じた場合又は加算等が算定されなくなることが明らかな場合は、速やかにその旨を届出させることとする。なお、この場合は、加算等が算定されなくなった事実が発生した日から加算等の算定を行わないものとする。また、この場合において、届出を行わず、当該算定について請求を行った場合は、不正請求となり、支払われた介護給付費は不当利得となるので返還措置を講ずることになることは当然であるが、悪質な場合には指定の取消しをもって対処すること。

2 介護予防訪問入浴介護費

（5）注6の取扱い

- ① 実利用者数は前年度（3月を除く。）の1月当たりの平均実利用者数をいうものとする。
- ② 前年度の実績が6月に満たない事業所（新たに事業を開始し、又は再開した事業所を含む。）については、直近の3月における1月当たりの平均実利用者数を用いるものとする。したがって、新たに事業を開始し、又は再開した事業者については、4月目以降届出が可能となるものであること。平均実利用者数については、毎月ごとに記録するものとし、所定の人数を上回った場合については、直ちに第1の5の届出を提出しなければならない。
- ③ 当該加算を算定する事業所は、その旨について利用者に事前に説明を行い、同意を得てサービスを行う必要があること。